

令和 7 年度兵庫県医師会会費等の徴収について

令和 7 年度兵庫県医師会会費・医療安全対策事業会費及び日本医師会会費の額並びに徴収時期等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 兵庫県医師会会費・医療安全対策事業会費の賦課額

県 医 師 会 費		医療安全対策事業会費	
会 員 区 分	年 額	会 員 区 分	年 額
A 会 員	96,000 円	県医 A 会員、 日医 A①、A②(B)、 A②(C) 会員	3,000 円
B 会 員	28,500 円		
C 会 員	3,600 円		

(2) 日本医師会会費の賦課額

会 員 区 分		年 額
A① 会 員	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員	126,000 円
A②(B) 会 員	A①会員およびA②(C)会員以外の会員	
	4 月 1 日現在の年齢が 31 歳以上	64,000 円
	〃 30 歳以下	39,000 円
A②(C) 会 員	医師法に基づく研修医会員	21,000 円
B 会 員	A②(B)会員のうち医賠償保険加入の除外を申請した会員	28,000 円
C 会 員	A②(C)会員のうち医賠償保険加入の除外を申請した会員	6,000 円

(3) 令和 7 年度会費減免については次のとおりとなっています。

1. 県医師会費

- ①高齢免除（満 83 歳に達した翌月より適用）
- ②長期疾病による休業、その他特別の事由（出産育児等）による免除
- ③医学部卒業後 5 年間における免除

2. 日本医師会費

- ①高齢減免（満 83 歳に達する期より適用）
- ②出産育児減免（出産日の属する年度の翌年度 1 年間）
- ③疾病、その他特別の事由による減免
- ④医学部卒業後 5 年間における減免

(4) 会費等徴収の時期は、次のとおりとなっております。

予めご了承ください、会費等の納入につきご配慮頂きますようお願い申し上げます。

(単位：円)

会 費 等 の 種 類		会 員 区 分	第 1 期				第 2 期				第 3 期				年 額
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県 医 師 会 費		A		32,000			32,000				32,000				96,000
		B		9,500			9,500				9,500				28,500
		C		1,200			1,200				1,200				3,600
日 本 医 師 会 費	通 常	A①		42,000 (22,000)			42,000 (22,000)				42,000 (22,000)				126,000 (66,000)
		A②（B） ※31歳以上		21,000 (12,000)			22,000 (12,000)				21,000 (12,000)				64,000 (36,000)
		A②（B） ※30歳以下		13,000 (4,000)			13,000 (3,000)				13,000 (4,000)				39,000 (11,000)
		A②（C）		7,000 (5,000)			7,000 (5,000)				7,000 (5,000)				21,000 (15,000)
		B		9,000			10,000				9,000				28,000
		C		2,000			2,000				2,000				6,000
	高 齢 減 免 を 受 け 医 賠 責 保 険 に 加 入 す る 会 員	A①		26,000 (22,000)			26,000 (22,000)				26,000 (22,000)				78,000 (66,000)
		A②（B）		16,000 (12,000)			16,000 (12,000)				16,000 (12,000)				48,000 (36,000)
	出 産 育 児 ・ 医 学 部 卒 後 5 年 間 ・ 疾 病 そ の 他 の 減 免 を 受 け、 医 賠 責 保 険 に 加 入 す る 会 員	A①		22,000 (22,000)			22,000 (22,000)				22,000 (22,000)				66,000 (66,000)
		A②（B） ※31歳以上		12,000 (12,000)			12,000 (12,000)				12,000 (12,000)				36,000 (36,000)
		A②（B） ※30歳以下		5,000 (4,000)			5,000 (3,000)				5,000 (4,000)				15,000 (11,000)
		A②（C）		5,000 (5,000)			5,000 (5,000)				5,000 (5,000)				15,000 (15,000)
	医 事 会 費					3,000									3,000

※ () 内の金額は日医医賠責保険料等部分、A② (B) の年齢は4月1日現在の年齢です。